



社会人等の教師としての入職の 拡大について

令和8年10月22日

初等中等教育局教育職員政策課

社会人等が教師になる方法の現状と審議のまとめにおける方向性

大学院の教職課程の履修（全学校種）

【概要】大学院の教職課程で必要単位を修得し免許状を取得
【課題】専修免許状を前提としているため、必要単位が過大となり、教職課程未履修者が大学院から免許取得を目指すことが困難。

教職特別課程（中学校、高等学校、特別支援学校）

【概要】教科に関する専門的事項の既修得者が、大学で残りの科目を修得できる最短1年間の課程を通じて、普通免許状を取得
【課題】教科に関する専門的事項を別途学修している必要があるため、学部段階で一切教職課程の科目を履修していない場合は活用ができないほか、現在はごく限られた大学でしか開設されていない。

教員資格認定試験（幼稚園、小学校、高校（情報））

【概要】文部科学省が実施（事務は教職員支援機構）する試験であり、令和6年度からは幼稚園及び小学校の二種免許状、高等学校（情報）の一種の普通免許状の取得が可能
【課題】取得できる免許種が限られている。

特別免許状の取得（小学校（教科毎）、中学校、高校）

【概要】専門的な知識・経験を持つ場合に、都道府県の基準に基づき行われる教育職員検定に合格することで免許の取得が可能
【概要】授与判断が都道府県に委ねられていることから、活用が低調。活用への意識についてもばらつきがある。

通信制の教職課程（全学校種）

臨時免許状の取得（全学校種）

大学院における短期間の学修によって免許状を取得できる新教育課程を創設する。

- 一定の学修で全国通用性のある免許状を取得できる。
- 取得できる免許状について、①既存の免許状とは異なる特別なもの、②既存の普通免許状を取得するための特別な方法、といった類型を念頭に引き続き検討。
- 強み専門性は、入学者選抜において立証する。

教職課程の再編と併せて、大学院の新教育課程の検討とともに単位の修得方法を整理する。

- 上記大学院の新教育課程と同様に、強み専門性を入学者選抜において立証する。
- 既存の普通免許状を取得するための特別な方法の一つとして整理する。

質が担保された持続可能な認定試験とする。

- 実施方法、受験料、試験合格後の研修の在り方を整理
- 必要に応じた対象範囲の拡大（対象校種・教科、一部科目の合格制度の創設）
- これらを通じて試験の質の担保・向上を図る

特免授与にあたって必要となる資質能力の立証について方向性を示すなど、環境を整備する。

- 国において一定の授与基準や目安を提示（指針改定）
- 能力立証の方法の多様化（認定試験、大学、NITS、民間等）
- 特別免許状による入職者に対する加配

- 通信制の教職課程の質担保の在り方について更に検討
- 通学制との組み合わせについては、大学設置基準等との関係も踏まえた検討が必要。

これらの方向性を踏まえ、それぞれ具体的な制度設計を検討する。

大学院における短期間の学修によって免許状を取得できる新教育課程について

これまでの議論の整理

これまで2つのパターンが示されたところ、教員養成部会における議論を踏まえて、それぞれ以下の通り整理してはどうか。

- ・ パターンA：大学院において教師に最低限必要な学修パッケージを提供し、その履修をもって教師の能力立証の一部に活用して、特別免許状を授与（特別免許状の授与促進方策の一つとして整理）。
- ・ パターンB：最低限必要な学修に加え、勤務を含めた実践的なカリキュラムで1年程度学修することで、全国通用性のある免許状を授与。

➡ パターンBについて、大学院新教育課程として具体的な設計を検討（パターンAは特免授与促進方策の中で検討を行う）

大学院新教育課程の設計に当たっての論点

【免許状の種類】

取得できる免許状について、①一定の単位修得を求めること、②恒久性・全国通用性を備えること、を踏まえ、どのような類型とするか。

- ・ 要件と効果に照らして、普通免許状と整理することができるか（必要な学修の在り方は従来の教職課程とは異なる想定）。
- ・ 普通免許状と整理する際は、①学士号の保有が前提なこと、②専修免許状の取得に必要な単位数は新教育課程の趣旨からして過大であることから、標準的な（一種相当の）免許状としてはどうか。

【従来の教職課程に対する例外的なルートとしての整理】

大学の教職課程に対する特別な制度として、どう位置付けるか

- ・ 法制度上も従来の教職課程と異なる例外的なルートとして整理することで、社会人経験等の評価や、実践的なカリキュラムなど、これまでの養成とは異なる単位修得による免許状の取得を実現できるのではないか。
- ・ 同様に、教職特別課程も強み専門性以外の科目を修得する課程として整理するのであれば、大学院新教育課程と同様に例外的な方法で単位修得できる制度として整理できるか。

【単位の修得方法】

必要単位数について、社会人としての経験を踏まえ、何単位を、どのような方法で修得することを求めるのか。

- ・ 強み専門性に係る科目20単位は、教師の勤務に有用な社会人経験（年数等詳細は今後検討）により修得したとみなせるか。
- ・ 実際の修得単位は、一種相当の免許状を前提に、強み専門性に係る科目を除いた分（小37単位、中・高36単位）としてはどうか。
- ・ 教育現場で実践的な研究を行うなど、実践・実習を重んじたカリキュラムはどうか（単位認定は教職大学院の事例を参考にする）。

※実践的研究は、支援員や臨時免許状での勤務を想定。

【受講者への経済的支援】

受講者への経済的支援について、受講料負担から生活費の確保まで段階があることを念頭に、どのような方策がとれるのか。

- ・ 教育訓練給付金を取得できるよう、履修証明プログラムとして開設し厚生労働大臣の指定を受けることを推奨してはどうか。
- ・ 現場での実習の一部は勤務として給与が支給されるとしてはどうか。

大学院新教育課程のイメージ①

履修のイメージ

【対象者】

- ・教職課程を受講しなかったが、改めて教師を目指す社会人等を対象とする。
- ・**社会人経験等を通じて強み専門性を身に付けていることを前提とする（学士号を取得していることを要件とする）。**
- ・課程開設に当たっては、大学が都道府県・学校と協議して、養成が求められる免許種を踏まえて決定する。

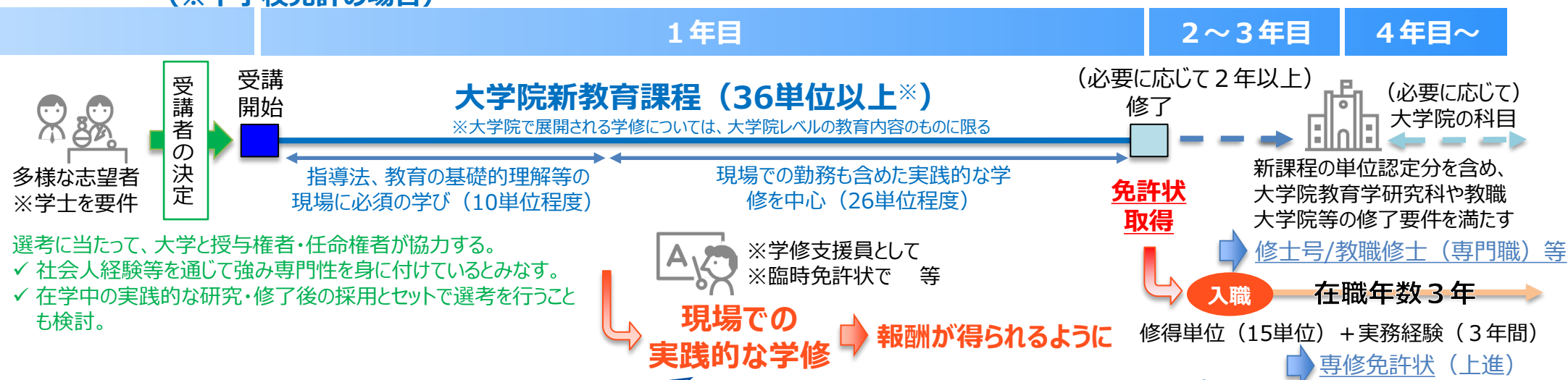
【修得単位】

- ・標準免許状取得に必要な**強み専門性（20単位分）は修得したとみなし**、残りの31～37単位の修得を求める。
- ※20単位を大学で授与するものではない点に留意。
- ※認定する強み専門性の考え方を国が例示することも必要。
- ・新教育課程で修得した単位については、その一部を**既修得単位として認定し、修士号等の取得に繋げることができるものとする。**

【取得できる免許】

- ・取得できる免許については、①**恒久性**、②**全国通用性を備えるもの**とすることから、法制的な検討も踏まえ、**普通免許状とすることが妥当。**
- ・学士号を有し、強み専門性が身につけていると踏まえれば、**標準的な（一種相当の）免許状が適当。**
- ・免許種は**幼・小・中・高**とする。

（※中学校免許の場合）



【受講者の経済的支援】

- ・新教育課程については、履修証明プログラムとして開設したうえで**教育訓練給付金の対象になるような制度設計**が必要。また、受講者の費用負担を軽減できるよう、**既存のリカレント支援のスキーム**の活用をすることについても検討。
- ・現場での実践的な学修については、**同等の業務を勘案して報酬が得られるような制度設計とする**。なお、適切に内容を設計・評価することにより、**大学院として単位を与えることができるものとする。**

【入職時のフォローや入職後の待遇】

- ・社会人がスムーズに現場に入れるよう、新教育課程においては**実践的な学修に大学教員が関与し、受講生に伴走しながら必要なサポート**を行う。
- ・入職後の給与水準について、本課程に限らず教職の中途入職者全体の課題として、**それまでの勤務年数等を十分に加味できるよう、別途検討が必要。**

大学院新教育課程のイメージ②

カリキュラムイメージ

4月～5月	座学（指導法、教育の基礎的理解等の現場で必須の学び） ・教育の基本と教科指導等：6単位（指導法2単位含む） ・教育及び幼児児童生徒理解：4単位	
6月～7月	学校現場観察（現場の観察を通じた学修） ※学校現場実践演習に先立って現場を観察し、知見を蓄積 学校現場実践演習（学修の実践とフィードバック）① 観察と演習で8単位 （最低30時間で1単位程度、事前・事後指導1単位を含む） ※学習支援員や臨時免許状による助教諭等の形で雇用 ※給与の支給を受けることで、受講生の経済的負担を軽減 ※現場で勤務（週30時間）しつつ、大学でのフィードバックに向けたレポートを作成 ※大学は、現場任せにせず大学の授業として内容を設計し、継続的に指導・評価 ※最後に最終報告会を実施	勤務後や週末等：現場での勤務によって得られた実践知について、大学で振り返りやフィードバックを行う ⇒単位として認定する ※オンデマンド授業も積極的に活用し、フィードバックを容易に ※大学においては、振り返りやフィードバックを適切に行えるような、演習の確認体制や仕組みづくりが求められる。
8月	座学（自らの研究や関心に応じた学び） 4単位 ※集中講義や夏期の認定講習等も活用	
9月～12月	学校現場実践演習（学修の実践とフィードバック）② 14単位	勤務後や週末等：現場での勤務によって得られた実践知について、大学で振り返りやフィードバックを行う
1月～3月	免許授与、講師として勤務可能	
4月	採用試験に合格→採用	

※上記はあくまでイメージ。各開設大学における状況や地域ごとの特性なども踏まえ、柔軟にカリキュラムを構成する。

※教職大学院で既に展開されている講義等を活用することも可能。

※このほか開設大学における負担感も念頭に、開設に当たっての要件等について整理することが必要。



まずは、文部科学省の指定する大学で事例を創出し、好事例として拡大する。